ポザドフスキと結集政策(ドイッ・一八九七一九九)

山 田 高

生

しはじめに

TARTUE

(1) 新経済政策におけるポザドフスキ 新経済政策と「経済委員会」の設置

「通商条約の準備のための経済委員会」ポザドフスキによる新通商条約の準備

(3) (2)

三 労働政策の反動化とポザドフスキ

「新航路」後の反動的労働政策の展開

(1)

② 内務省長官ポザドフスキの立場

③ 「懲役法案」の理念とポザドフスキの法治主義

Ⅰ 艦隊政策への対応──結びにかえて──

一はじめに

八九七年六月三〇日に、ポザドフスキ(Arthur Graf von Posadowsky-Wehner, 1845-1932)は帝国内務省長官 ポザドフスキと結集政策

に任命された。一八九三年以来務めてきた帝国財務省長官のポストに比して、今回は一層困難な問題を抱えてい

され、八月に工業家中央連合による通商条約準備本部の設置、九月には新任の内務長官ポザドフスキの初仕事と von Büllow, 1849-1925)が帝国外務省長官に就任した。七月一五日には、ミーケル(Johannes von Miquel, 1828-1901) のいわゆる「結集政策」提案がなされ、世人の注目を集めた。同じ月の末にイギリスが英独通商条約の廃棄とと -1930)が帝国海軍省長官に就任し、早々と最初の艦隊法案が帝国議会に上程されたほか、ビューロー(Bernhard 因みに、この月の前後の政治的出来事を拾い出してみると、六月にはティルピッツ (Alfred von Tirpitz, 1849 新たに英独間の最恵国待遇条約の締結を要請してきたのをきっかけに、にわかに通商条約問題が取り沙汰

業との共通のインタレストとして高率保護関税を目指した通商条約の改正運動と、第三にティルピッツの海軍軍 グループと農家業グループの「結集」のためのイデオロギー的基礎を提供し、第二にこれに基づいて、工業と農 月の間に、その後一九〇〇年前後に大きく問題になった対外・対内政策上の事件がすでに頭を出していたことがわ 拡路線が鉄鋼資本と輸出産業グループの帝国主義的インタレストと結び付いた形で、艦隊政策プロパガンダが行 かる。これらの出来事の関連を整理しておくと、第一にミーケルの「結集政策」提案が政府主導による大工業家 して通商条約改正のための「経済委員会」が設けられた。また九月六日には、バート・エーンハウゼンにおいてヴ ィルヘルム二世のいわゆる「懲役法案」演説が行われた。このように見てくると、一八九七年の六~九月の数カ

38

べき役割を期待されていたことを示していたし、また事実その職務上から、彼は艦隊政策を除く他の政策に深く われた。そして第四に、こうした支配階級グループの利害政策を内政的に保証するための反動的労働立法=「懲 ポザドフスキの内務長官就任は、世紀の交に向かって展開される「結集政策」を推進す

役法案」が画策された。

済政策の視角からの精力的な研究がなされてきた。これらの研究は、「結集政策」のなかに重工業グループとユ 後西ドイツのヴェーラーの『ドイツ帝国一八七一―一九一八』、わが国では大野英二氏によるそれらの紹介 と 経 隊建造と政党政策一八九四─一九○一』、ハルガルテンの『一九一四年以前の帝国主義』 の先駆的研究から、(∞) ンカー農業グループの癒着の構造を見い出し、そこに第一次大戦前のドイツ帝国主義の特性を確定する一方で、 ところでドイツ第二帝政期の階級関係を特徴的に示した「結集政策」については、周知のごとくケーアの『艦

ことが重要なのである」と述べている。そして彼は、その著『戦時の階級社会――ドイツ社会史一九一四―一九 った**自律性**とともに国家の自律性がつねに具体的に現れた「限定的な諸条件」を定義により捨象してしまわない るのではなく、当時個々の経済的・社会的特殊利害にたいする国家の**相対的な、**当時ではおそらく増大しつつあ ように「国家を定義によって独占ないし個々の独占グループの特殊利害を実現するための支配手段として理解す 歴史認識の方法として社会史研究に道を開いた。社会史研究の意味について、コッカは、国家独占資本主義論 一八』の中でそれを実証して見せた。しかしながら「国家の相対的自律性」を確認できるのは、果してコッカの(8)

39

帰着させられない、一つの制度であり社会集団でもある官僚制の利害関心」(コッヵ)を捉えるならば、すでに戦(゚゚) ルの一つとして「国家の相対的自律性」をあげ、その根拠として「ドイツにおいては、決して企業者の利害には こには「国家の相対的自律性」は見い出し難いということになるのであろうか。「組織資本主義」のメルクマー いてであろらか。逆に言えば、戦前の国家は、「結集政策」に見られるように、利害グループに左右されて、そ いう「組織資本主義」がその頂点にのぼりつめた時期としての「戦時の階級社会」という特殊な状況のもとにお

では「結集政策」グループの内部において他の利害集団とは微妙に異なるポザドフスキの立場を中心に考察した 対的自律性」の意味を明かにしたいと思う。従って、従来の研究は「結集政策」のもとで社会民主党の勢力増大 が、以下の小論は、このような問題関心から、ドイツ第二帝政期の官僚政治家ポザドフスキの社会政 立するように見える国家の政策としての「社会政策」を説明するのに有効であると思われるからに他 いだろうか。 に対抗する大独占ブルジョアジーとユンカー農業階級との癒着構造の把握に重点が置かれていたのに対し、ここ から特徴的に見出される「官僚支配」(マックス・ウェーバー)の実態の中にそれを見出すことが出来るのではな 「結集政策」というある意味では国家が利害集団に振り回された時期における彼の行動を通して「国家の相 われわれがこの「国家の相対的自律性」なる概念に注目するのは、 個別資本の利害に表面 策 な 的 の 5 K 形 *ts* は 成 対

1 ミーケルの と協力へ転向させるために努力する一方で、大工業家とその利益代表であるブルジョア政党を、 み上げ、そのインタレストを充分に保護することによって、農業家を現在のような反政府的行動から積極的な参加 交点に向かって政府・与党側の一大スローガンとなった。ミーケルの構想によれば、政府は農業保守派の要求を汲 して工業と農業の共同のインタレストを指摘しつつ、「生産身分の結集」を呼びかけた演説に由来し、 「結集政策」提案とは、一八九七年七月一五日にゾーリンゲンにおいてミーケルが、 ビスマルクのカル 生産物の保護に関 以後世紀の

テル政策の見本に倣って農業と工業の経済的利益の同一性の観点から利益共同体に結集させるべきであるというも

ることにしよう。

内政問題としての反動的労働立法における彼の行動を検討し、

われわれはポザドフスキが最初に手掛けた通商条約の改正のための準備作業について、ついで

ポザドフスキ社会政策の性格を規定する要素を探

40

い。そこでまず、

- のやあった。 Schulthess' Europäischer Geschichtskalender, Neue Folge 13. Jahrgang 1897, München 1898
- 2 Eckart Kehr, Schlachtflottenbau und Parteipolitik. Versuch eines Querschnitts durch die innenpolitischen, Kraus Reprint 1977, S.112/113.

sozialen und ideologischen Voraussetzungen des deutschen Imperialismus, Historische Studien, Heft 197, Berlin 1930, Kraus Reprint 1975

- (α) George W.F. Hargarten, Imperialismus vor 1914. Die soziologischen Grundlagen der Aussenpolitik europäischer Grossmächte vor dem ersten Weltkrieg, 2 Bde., München 1963.
- (4) Hans-Ulrich Wehler, Das Deutsche Kaiserreich 1871-1918, Göttingen 1973. ヴェーラー『ドイツ帝国一八七 一—一九一八年』(大野英二/肥前栄一訳)未来社 一九八三年。
- 7 J・コッカ「組織資本主義か国家独占資本主義か――概念についての前書き――」(氷沼宗司訳)『現代の理論』 No. 147 (一九七六年四月) 七八ページ。 イツ社会史研究序説』岩波書店 一九八二年所収)参照。

大野英二「ドイツにおける比較社会史の形成――ケーア、ハルガルテン、H・ローゼンベルク――」(同『現代ド

イツ資本主義の類型と経済政策の展開」(同『現代ドイツ社会史研究序説』岩波書店 一九八二年所収)。

昭和三一年。同『ドイツ資本主義論』未来社

一九六五年。

同「ド

41

 $\widehat{6}$

5

大野英二『ドイツ金融資本成立史論』有斐閣

- 8 Jürgen Kocka, Klassengesellschaft im Krieg. Deutsche Sozialgeschichte 1914-1918, Göttingen 1973. 大野英 二「書評 J・コッカ『戦時の階級社会――ドイツ社会史一九一四―一九一八――』」『経済論叢』第一一六巻五・
- 9 J・コッカ、前掲論文、七八ページ。

新経済政策と「経済委員会」の設置

新経済政策におけるポザドフスキ

(1)

文脈のなかでみると、それは、かつてビスマルクが一八七九年の関税改革の際に強調した「連帯保護主義」と八 つの生産身分の間のインタレストの均衡と両者の協力を作り出すということであった。しかしこの目標を歴史的 造であった。ミーケルがいわゆる「結集政策」演説の中で要求したところによると、それは農業と工業という二

「結集政策」の政治家たちがその新しい合言葉でもって追求した第一の実践的目標は、ドイツの経済政策の改

七年の保守党・自由保守党・国民自由党の三党「カルテル」政策の再版であり、ビスマルク失脚後のこの五年間 農業不況と孤立に追い込まれてきた農業家が農業家同盟 (Bund der Landwirte) を組織し、その巻き返 42

しによって政府の政策に大きな影響を及ぼすことを目指した露骨なインテレッセンポリティークであった。ポザ

ドフスキが内務省長官に任命された背後には、農業家のインタレストに近い位置にあるポザドフスキこそ、この

かにポザドフスキ自身、保守的イデオロギーを信奉していることを繰り返し公言していたし、その出身と経歴も(2) 経済改革の困難な課題をやってのけるのに最も適した人物であるという農業家の側からの熱い期待があった。確

農業家にそのような期待を生じさせるのに十分なものを持っていたのである。しかしながらポザドフスキの農業

家への同感は、決して農業家との同族的連帯感から発したものではなく、国家にとって最も重要な国 民 の 部 分 無し草のプロレタリアートの革命運動に対する防波堤であるという考えも固持していた。彼には、そうした農業 (農民)を保護することが国家の責務であるという確信に基づいていたのであり、また他方で、彼は、農民は根

ないと確信していた。従ってポザドフスキの考えでは、農業への政府の対応は、 為を左右することがないように努めるドイツ帝国の官吏としても、また「二つの生産身分のインタレストの均衡」 に従うという意思は当初から無かったのである。ポザドフスキは、自分の個人的好みとか反感が自分の政治的行 し、その作業に着手したことのうちに現れた。つまり、彼が条約改正のための準備に早々に着手したのは、彼が さるべきであった。こうした対応は、具体的には、一八九七年の時点でいち早く通商条約の改正の必要性を力説 という要請からも、「結集政策」は一方的に農業の利益だけのために経済政策を行うことを目的とするものでは `の同感や農業家=保守的イデオロギーにも拘らず、「農業家同盟」によって代表される露骨な階級利益的要求 ――通商政策のこれまでの政府のやり方に対する農業家の不満を和らげ、政府への信頼を回復することに限定 ――農業家同盟の期待とは異な

れわれの神聖な義務である」と。(6) 求が他の職業部門のインタレストとどの程度一致するかを出来るかぎり冷静に且つ客観的に吟味することが、わ の目的と活動について説明を行った時、次のように述べた。「農業からの要求がどの程度正当であるか、この要 肝要であると考えたからであった。一八九八年度予算の第一回目の審議の際に、ポザドフスキは「経済委員会」(5)

て各方面の経済的インタレストの調整のために、長期にわたって資料と助言を集め徐々に成熟させていくことが を宥めることによって、反政府グループの尖鋭化を防止する必要があると考えたことと、関税率の改正にあたっ 農業インタレストの圧力に屈したためとか、それを優先的に配慮したからではなく、むしろ逆に、農業家の要求

43

1 Hans-Jürgen Puhle, Agrarische Interessenpolitik und preussischer Konservatismus im wilhelmischen Reich 1893-1914, Hannover 1966. Gerhard Kempter, Agrarprotektionismus. Landwirtschaftliche Schutzzollpolitik

ポザドフスキと結集政策

- 九〇—一九一四年)」北海道大学『経済学研究』第二五巻二号(一九七五年) の一研究」(岡田与好編『一九世紀の諸改革』木鐸社(一九七九年)斉藤幸雄「ドイツ農業政策と農業者同盟(一八 im Deutschen Reich von 1879 bis 1914, Frankfurt am Main 1985. 金子邦子「農業者同盟」Bund der Landwirte
- 2 Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Reichstags (Abk.: Sten. Ber.), 9. Legislaturperiode, 2. Session 1893/94, 65. Sitzung am 7. 3. 1894, in: Johannes Penzler (Hrsg.), Graf Posadowsky als Finanz-,
- Sozial- und Handelspolitiker, 1. Bd., Leipzig 1907 (Abk.: Penzler I), S. 180 ff. Sten. Ber., 9. Leg. Per., 3. Sess. 1894/95, 4. Sitz. am 12. 12. 1894, in: Penzler I, S. 241 ff. Sten. Ber., 9. Leg. Per., 4. Sess. 1895/96,
- 3 拙稿「ドイツ第二帝政期におけるポザドフスキ社会政策の形成〇――生い立ちとポーゼン州の郡長時代――」 成城

50. Sizt. am 3. 3. 1896, in: Penzler I, S. 349ff.

- 4 拙稿「ドイツ第二帝政期における「新航路」後の政策課題と帝国財務省長官ポザドフスキ」『成城大学大学院経済 学研究科創設二十周年記念論文集』(昭和六三年三月)一二五―六ページ。 大学『経済研究』第九七号(昭和六二年九月)参照。
- 5 Martin Schmidt, Graf Posadowsky-Staatssekretär des Reichsschatzamtes und des Reichsamtes des Innern 1893–1907, Halle 1935, S. 60
- (©) Sten. Ber., 9. Leg. Per., 5. Sess., 10. Sitz. am 14. 12. 1897, in: Penzler I, S. 563
- (2) ポザドフスキによる新通商条約の準備

府の自律性をまもるということであった。そのため彼は、帝国議会において農業家の露骨な階級政策的要求を退 帝国内務省長官ポザドフスキの立場は、農業家グループからの期待とは反対に、農業家グループの圧力から政

45

ザドフスキと結集政策

ける一方で、彼ら自身のためにも「結集政策」に従うよう農業家の説得にあたった。「私について言えば、私は

されねばならないと認識されていることである。これが、この問題に対するポザドフスキの考え方であった。こ 商政策の必要事と見なされていること、そして第二に、利害関係者集団との密接な接触のもとでこの仕事は実現 帝国議会にまわして判断し決定することが出来るのです。」この演説を通して明らかになったことは、まず第一 とした経済的基礎について了解が得られたならば、この仕事はひとまず終了し、その後連邦参議院と、それから に、利害関係者集団から出された関税率の変更に関する要望には、充分な配慮がなされねばなりま せん。 ステムがまず確立され、次いで個々の品目について現在の関税率がひとつひとつ検討されねばなりません。 れます。この仕事は、非常に大変だということはご理解いただけるでしょう。新しい自律的な関税率のためのシ 省がまず最初にこの仕事に取り組み、それから帝国財務省の予算の中に〔……そのための〕新しい項目が加えら わけ多くの個別的に新しい自律的関税率を提示することが必要である、と考えます。(正しい!――右翼から)財務 現行の関税率はもはや経済政策的改革の適切な基礎として見なされ得ず、むしろそれを修正することが新通 個々の項目についてグループ毎に利害関係者と交渉しなければなりません。これに参加した集団から、

46

渉者は、 工業製品が出現したため、 い関税率は幾度かの改正が行われたにも拘らず、技術と化学の分野で工業の急速な発展が見られ、大量の新種の 他国の譲歩に対する見返りとして、関税率表のなかである項目にまとめられた自国の工業生産物の大き 時代遅れになってしまい、すでにその欠陥が露呈されていると指摘した。ドイツの交

抱きはじめ、ビスマルクの保護関税政策への回帰に賛成の意向を示した。工業部門に関してポザドフスキは、抱きはじめ、ビスマルクの保護関税政策への回帰に賛成の意向を示した。工業部門に関してポザドフスキは、 らの信頼を獲得した。農業家のグループばかりでなく、工業家グループの一部も次第に現行の通商条約に不満を の発言によって、ポザドフスキはカプリーヴィの通商政策に反対するあらゆる利害グループ=保護関税賛成派か

なグループを相手国の思うにまかせるようにせざるを得なかったため、不利益を蒙ることになったのである。従

ある。個々の関税項目が包括的であればあるほど、それが非常に多様な物から構成されていればいるほど、われ るわけだが、ところが細分化された関税率をもつ相手国は、当然のことだが、品目の値引きの際に**国民経済的に** われの側でより大きな譲歩をすることになるだろう。わが国はそのような品目に対し関税率引き下げの譲歩をす って「新しい通商協定の際に有利な協定を締結するチャンスは、わが国の側の関税率をもっと細分化することに

Sten. Ber., 10. Leg. Per., 1. Sess. 1898/1900, 122. Sitz. am 14. 12. 1899, in: Penzler II, S. 237.

見てあまり重要でない譲歩を行うのである。」(5)

- 2 Sten. Ber., 9. Leg. Per., 4. Sess. 1895/97, 158. Sitz. am 21. 1. 1897, in: Penzler I, S. 450-1
- (φ) Julius Walter Holländer-Grunnewald, Der deutsche Zolltarif von 1902 (II), Schmollers Jahrbuch, 37 Jg. 1913, S. 309-10. M. Schmidt, op. cit., S. 62.

— 47

- Sten. Ber., 9. Leg. Per., 5. Sess. 1897/98, 10. Sitz. am 14. 12. 1897, in: Penzler I, S. 560-1.
- Ibid., S. 561

(3)

「通商条約の準備のための経済委員会」

込む一方で、世紀末に向かってますます露骨な階級政策を展開していった。しかしこらした農業家のプロパガン 機感をてこにして、農業者同盟を結成し、カプリーヴィやベルレープシュらの「新航路」政策推進派を辞職に追 保守派=農業家グループの通商条約改正運動は、とりわけカプリーヴィ時代の自由化政策のもとでの孤立と危

ダと影響力の拡大に対抗して、工業家グループや商業家グループからの動きも見られた。これらのグループは、

Spitzenorganisation der deutschen Industrie sowie der deutschen Handelstag)を通して、新通商条約の準備のため それぞれ石炭=鉄鋼業の独占資本を中核とするドイツ工業家中央連合(Der Zentralverband deutscher Industrieller) 護関税政策を優先させるべきであるという立場を固持していたのに対し、後者の方は自由貿易システムを歓迎す 利益に反するような影響を行使するのではないかという懸念では一致していたのである。しかし前者の方は、保 の中央機関の設置を政府に要求した。この両団体とも、農業家同盟が政府の経済政策の決定にさいし自分たちの 輸出向け中小企業や中小加工工業のインタレストを代表するドイツ工業・ドイツ 商 業 会 議 中 央 組 織

そこで関税率の改正をより強く望んでいたドイツ工業家中央連合がイニシャティブを握り、一八九七年六月一三 され、この機関が自ら審議・提言を行うように指導してほしいという提案を行った。ところでこの提案は、 日の覚え書きの中で、帝国は関係各団体(帝国の諸省、プロイセン大臣、各支邦、農業、商業、工業)の代表から構成 るという具合に、両者の経済政策の目標が明確に相違していたため、実際には共同の活動は実行不可能であった。 される機関を設置し、そこでは各方面の専門家の参加のもとですべての利害関係者の正当なインタレストが保証

48

外務省、帝国財務省、プロイセン商務省、プロイセン大蔵省等の有力機関の同意を得ることが出来たが、ただ一

人帝国内務省長官ポザドフスキのみがこれに重大な懸念を表明したと言われる。彼の考えによれば、関係各団体

った。なぜなら、もし政府が民間団体と結んでそのような組織をつくるならば、当然、帝国議会の諸政党もこれ 自由なイニシャティブに委ねられるべきであって、国の干渉は出来るだけ避けなければならないというものであ の代表者と専門家が合同で作業を行う中央機関の設立は、確かに早急な必要事であるが、その活動は参加団体の

考えたのであった。 ザドフスキは、そのような性格の委員会を組織することによって、むしろ積極的に国家の自律性を保持しうると ばかりか、この委員会によって集められた資料に基づいて、国家的利益の観点から決定を下すことが出来る。ポ 員会の形成を国の介入なしに自由な経済的諸団体に委ねるならば、国はこの委員会の提案になんら拘束されない 各邦政府の様々な政治的経済的利害が錯綜しており、これが計画の実行を妨げることも予想される。従って、委 さて、ドイッ工業家中央連合の提案を受けて、一八九七年九月三日にポザドフスキと中央連合の常務理事との

への参加を希望するようになるが、その場合にはもはや秘密裡に準備作業をすすめることは出来ないし、また、

träge")が設置された。この「経済委員会」の構成の仕方は、官庁主導型を望む経済団体と民間主導型でいくべき 央組織、農業者同盟)からそれぞれ選出される五名の委員と帝国宰相の任命する一○名(後に一五名に増員)の委員 間で会談がもたれ、その結果九月二九日に、三つの経済団体(ドイツ工業家中央連合、ドイツ工業・ドイツ商業会議中 であると考えていたポザドフスキとの妥協の産物であったが、しかしポザドフスキの方は、宰相のイニシャティ からなる「通商条約の準備のための経済委員会」("Wirtschaftliche Ausschusse zur Vorbereitung der Handelsver-ブで委員会を設置することで他の官庁や邦の介入を排除し、実質的に自分が議長としてこの委員会を指導するこ

49

とで納得した、と言われる。しかし、ポザドフスキの提案に基づいて、宰相によって任命された「経済委員会」(5) 方は、帝国内務省が審議の指導を引受けたために、少なくともこの委員会が公的な性格を有するようになったこ

とが出来ること、つまりここでの審議について彼だけの影響が保証されたことに満足したのに対し、経済団体の

ポザドフスキと結集政策 農業家運動の指導者、保護関税の信奉者であるドイツ工業家中央連合選出の委員や、もともと自

(Georg Gothein, 1857-1940)は、この「委員会」のメンバーに任命された一人であったが、後に当時の「委員会」 の「委員会」となったことは明かであった。自由思想家党に所属しプロイセン邦議会議員であったゴ ー タ イ(6) 由貿易論者であったが中央連合の影響をうけた商業会議選出の委員等が多数を占め、誰の目にも保護貿易派偏重

者や消費者・小農・手工業・労働者からは、その利益を代表する機会がまったく与えられていなかったために、 した委員の任命にみられた片寄りは、農業と工業の「結集政策」グループからは大きな喝采を得たが、自由主義 の印象を「保護関税賛成派の熱気でむんむんとした飲み屋に居るような気分であった」と苦々しく語った。こう

からも、工業家中央連合や農業家同盟の超保守主義の利益集団と妥協しなければならない立場にあったことは肯 内務長官ポザドフスキが、その出身階級、保守的イデオロギーから、また「結集政策」の推進者としての責任

50

苦々しく受け取られたのは致し方なかったのである。

首しらるところであるが、しかし彼の本意は、実のところそのような利益集団を代弁することではなく、むしろ

することにより、行ったのであった。まず、個々の産業のそれぞれの輸出の割合について全体的見通しを得るた 妥協をはかりながら国家の自律性を確保するところにあった。ポザドフスキは、それを、「委員会」の下部機関 として専門部会を業種・品目毎に多数設け、これを基盤に新通商条約の準備作業を官僚的正確さと徹底性で着手

の過程で重要な役割を果たしたのであった。 い品目を含むことになった。この作業を通じて作成された資料は、一九〇二年に成立した新通商条約の締結交渉 について新たな指定が行われ、その結果新しい関税率の提案では、現行の三八七品目に代わって、九四六の新し めに、種々な工業生産の量と価格に関する統計が作られた。そしてこれによって、関税率改訂を必要とする品目

次に、この通商条約改訂のための準備作業に平行して進行した反動的労働立法とポザドフスキの対応について

検討することにしたい。

- 農業者同盟の階級政策的要求は、次の三つの方向で展開した。1、カーニッツ提案により穀物の国内消費向け独占 波書店 一九八二年 一七一八ページ参照) 価格を要求。2、金銀複本位制の導入要求。3、取引所改革の要求。(大野英二『現代ドイツ社会史研究序説』岩

 $\widehat{2}$

同上書、二〇ページ。

- (φ) H.A. Bueck, Das Zentralverband deutscher Industrieller, 1876-1901, 1 Bd., Berlin 1901, S.519ff.
- $\widehat{4}$ Sten. Ber., 9. Leg. Per., 5. Sess. 1897/98, 10. Sitz. am 14. 12. 1897, in: Penzler I, S. 560. Sten. Ber., 10. Leg. Per., 2. Sess. 1900/03, 24. Sitz. am 12. 1. 1901, in: Penzler II, S. 410. Sten. Ber., 10. Leg. Per., 2.

— 51 —

M. Schmidt, op. cit., S. 65. Sess. 1901/1903, 103. Sitz. am 3. 12. 1901, in: Penzler II, S. 526f. H.A. Bueck, op. cit., S. 534

5

- (6)「経済委員会」の構成の保護貿易派偏重については、vgl. Adolf Wermuth, Ein Beamtenleben—Erinnerungen—, Berlin 1922, S. 218-220
- <u>7</u> J. W. Holländer-Grunnewald, op. cit., S. 314.
- 8 M. Schmidt, op. cit., S. 67.
- \equiv 労働政策の反動化とポザドフスキ
- (1) 「新航路」後の反動的労働政策の展開 ポザドフスキと結集政策

をめぐって展開した。 一方では外交政策におけるバランス・オブ・パワーの形成・維持、他方では内政における労働者階級の帝国への イツの国家社会政策の課題は、 統一によって帝国の外枠を作り上げたビスマルクにとって、統一後の国家政策の課 労働者階級と社会民主党との関係をどうつかむかという問題

働運動の温床になったが、支配者の目にはこれは国家の基礎を揺るがす危険な事態として映った。こうした事態 ル クの対応策は、 一連の社会保険立法による労働者宥和策と社会主義者鎮圧法による社会民主党の国

統合であった。急速な工業化の帰結としての工業地帯への労働者の大量流入と貧困の発生は、

社会主義運動や労

た。次いで一八九〇年一月の帝国議会では、(1) 外追放という、 鉱山地帯に発生した鉱山労働者の大ストライキは、ビスマルク社会政策の失敗を最初に天下に示すもの で あっ 会政策は、その有名な割には実際にはほとんどさしたる成果も上げることが出来なかった。一八八九年にル 家に対する労働者階級の忠誠心を育てようとするものであったことは周知のごとくである。 分断を狙ったビスマルク社会政策は挫折した。ビスマルクはクー・デタによる弾圧政策で事態収拾に臨むしかな いわゆる「飴と鞭」の両面的社会政策によって労働者階級から社会民主党の影響を取り去り、 社会主義者鎮圧法の更新が否決され、 労働者階級と社会民主党との しかしビスマルク社 ル

52

スマルク失脚後の帝国の社会政策を担当したのは、ヴィルヘルム二世とプロイセン商務大臣ベルレープシ 彼らは、 ピ しスマ ル ク社会政策とは対照的に積極的に労働者宥和策に乗り出し、 わゆる

いと考えたが、労働者宥和策を主張する若きカイザー・ヴィルヘルム二世と衝突し、ついに三月二〇日に辞表を

提出したのであった。

会政策が展開された。その特徴は、ビスマルク社会政策が社会保険などによる労働者の生活の物質的側面の改善

団結」を制約しようとする提案も含まれていたのであった。この間の事情を簡単に説明しておくと、(3) があげられる。 立つ第一五三条の「集団的自由」の否定という方向での反動的労働立法の強化が、ビスマルク失脚以後のド り、これとの関連で第一五三条は組合への強制的参加を禁止していた。「個別的な自由」の保護と裏腹の関係に における労働者保護を中心に、就業規則の義務化や任意制労働者委員会の設置など労働者の心理的側面の重要視 に力点を置いたのに対し、むしろ帝国営業条例の改正及びプロイセン鉱山法の改正に見られるように、 五二条一項は労働組合の結成を認めてはいたが、 しかしその反面、この帝国営業条例改正の中には、 しかしその二項では、 第一五三条の修正により事実上 「労働者の 組合脱退の自由の確保が規定されてお 営業条例第 1

毎に社会民主党は躍進し、左派系の自由労働組合も総務委員会(Generalkommission der Freien Gewerkschaften) なり、反動路線への転換も期待されたほどの成果を上げることが出来なかった。それどころか帝国議会選挙の度 任はドイツ工業家中央連合に近い筋から選ばれた。しかし「転覆法案」は世論と議会政党の反対にあって廃案と のを知るや、 の国家社会政策の基本路線となるのである。カイザーもまた、当初の労働者宥和策があまり効果を上げていない 「二月勅語」によって開始した「新航路」社会政策にピリオッドを打った。ベルレープシュは解任され、 今度は社会主義者鎮圧法の再来ともいうべき「転覆法案」(Umsturzvorlage)の提出を要請し、 その後 自ら

53

というナショナル・センターを組織し、拡大の方向に向ったのである。こうして一八九○年代後半を、ドイツの(6) 策が真剣に考えられ始めた。このような状況を背景にして、ヴィルヘルム二世のいわゆる「懲役」演 説 が 行 支配階級は手詰まり状態で迎えたのであり、 革命に対する闘争と反動的労働立法の強化の必要性が力説されたのであった。 おそらくこの時期にはじめて、社会民主党と労働組合運動への対抗

された。この争議の最中の一八九七年一月一七日に、カイザーはビーレフェルトにおいて演説を行い、「すべて ストライキとピケッティング、そしてこれに対抗して雇主側が雇用した「スト破り」との間で激しい応酬が展開 の生産的階層の国民的労働の保護、健全な中産階級の強化、あらゆる転覆の徹底的な鎮圧、働きたいと思ってい 八九六年一一月末から九七年二月はじめにかけて、ハンブルク港湾労働者の大争議が発生し、組織労働者の八九六年一一月末から九七年二月はじめにかけて、ハンブルク港湾労働者の大争議が発生し、組織労働者の

ト破り)の保護という方針を打ち出した。 さらにカイザーは、翌年九月六日に、第七軍団の大演習の後バート・ エーンハウゼン(Bad Oeynhausen)において、ヴェストファーレンの農民代表を前に当地の連隊の戦闘能力を賞

る同僚が自由意思で労働するのを妨害する者に極刑を課する」旨を力説し、ストライキの弾圧と就労希望者(ス

bestraft werden)。こうした趣旨の法案が近く完成し、本年中には国民の代表者たち(議会——引用者)にまわさ 賛すると同時に、参列者に「経済的苦境からまもる」ための援助を約束した。「私は、前年ビーレフェルトの町 れるだろう。』このカイザーの演説は、 近く上程される予定であった法案の内容を「懲役」という威嚇的言葉で(9) で、ドイッ人労働の保護、労働意欲のある者の保護を厳かに約束した。どんな人でも、仕事をやりたいと思うド イッ人労働者の労働を妨害したり、ストライキを扇動したりする者は、すべて懲役刑に処せられる(mit Zuchthaus

54

象徴的に表現したが、そのためにこの演説は、世論に大きなショックを与え、「懲役」演説そして「懲役法案」 央党が態度を硬化させ、議会審議を通して徹底的に反論する構えを示したし、文化人の間でも大きな憤激をか (Zuchthausvorlage) というあだ名がつけられた。帝国議会政党のなかでは、社会民主党、左派自由主義政党、中

1 拙稿「ベルレープシュと『新航路』の社会政策――ドイツにおける労働者委員会の立法化に関する考察」(上)(下)

係と一八九二年プロイセン鉱山法改正」〇 〇成城大学『経済研究』第四四号(昭和四八年一二月)、第四九号(昭 成城大学『経済研究』第二二号(昭和四〇年一〇月)、第二三号(昭和四一年三月)。同「ルール石炭鉱業の労使関

- 2 拙稿「ベルレープシュと『新航路』の社会政策――ドイツにおける労働者委員会の立法化に関する考察」(上)成 和五〇年三月)。
- 3 Vgl. Karl Erich Born, Staat und Sozialpolitik seit Bismarcks Sturz. Ein Beitrag zur Geschichte der in-Klotzbach, Bonn 1987, S. 291 ff.

der Friedrich-Ebert-Stiftung, Reihe: Politik- u. Gesellschaftsgeschichte, Bd. 16, herausgegeben von Kurt

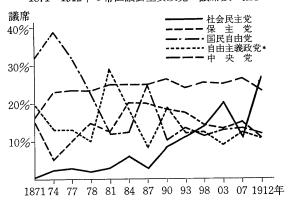
Kurs" im Kaiserreich? Die Arbeiterpolitik des Freiherrn von Berlepsch 1890 bis 1896, Forshungsinstitut 域大学『経済研究』第二二号(昭和四○年一○月)二二九ページ。 Vgl. Hans-Jörg von Berlepsch, "Neuer

55

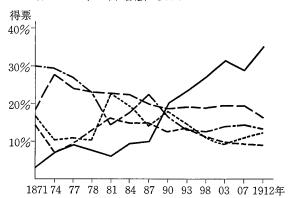
国家』日本評論社 一九八七年 一四〇ページ以下参照。 開過程』昭和三五年、二二七ページ以下。西谷敏『ドイツ労働法思想史論――集団的労働法における個人・団体 nenpolitischen Entwicklung des deutschen Reiches 1890-1914, Wiesbaden 1957, S. 101ff. (鎌田武治訳 スマルク後の国家と社会政策』法政大学出版局 一九七三年 一四四ページ以下)。 久保敬治『ドイツ労働法の展 ゠

- 4 的根拠を提供する目的で作成され、一八九四年一二月一七日に帝国議会に上程されたが、議会内外の反対運動にあ tzes über die Presse)である。この法案は、無政府主義者と社会主義者に対し、例外法による取締りのための法 betreffend Änderungen und Ergänzungen des Strafgesetzbuchs, des Militärstrafgesetzbuchs und des Gese-って一八九五年五月一一日に否決された。 「転覆法案」の正式名称は、「刑法典、軍法典、新聞法の変更と補足に関する法案」(Entwurf eines Vgl. Peter Rassow und Karl Erich Born (Hrsg.), Akten zur Gesetzes
- ポザドフスキと結集政策 staatlichen Sozialpolitik in Deutschland 1890-1914, Wiesbaden 1959, S. 48 ff. K. E. Born, op. cit., S. 118

1871-1912年の帝国議会主要政党の議席数の推移



1871-1912年の帝国議会主要政党の得票率の推移



* 1871-1878 自由党, ドイツ進歩党, ドイツ人民党
1881 自由主義連合, ドイツ進歩党, ドイツ人民党
1884-1890 ドイツ自由思想家党, ドイツ人民党
1893-1907 自由思想家人民党, 自由思想家連合, ドイツ人民党
1912 進歩人民党

(Gerhard A. Ritter, Wahlgeschichtliches Arbeitsbuch— Materialien zur Statistik des Kaiserreiches 1871–1918, München 1980, S. 54–5.)

9 ポザドフスキと結集政策 Zitiert bei: K.E. Born, op. cit., S. 147. (前掲訳書二一三ページ、但し一部変更してある)

8

Zitiert bei: ibid., S.63.

Berlin 1897. G. Griep, op. cit., S. 60-63.

ハンブルク港湾労働者ストライキについては、vgl. Ferdinand Tönnies, Hafenarbeiter und Seeleute im Ham-1800-101/年の各労働組合の組合員総数

7

burg vor dem Strike 1896/97, in: Archiv für Soziale Gesetzgebung und Statistik, 10. Band, Berlin 1897.

Derselbe, Die Hamburger Strike von 1896/97, in: Archiv für Soziale Gesetzgebung und Statistik, 10. Band

1890-1914年の各労働組合の組合貝総数			
年	自由労働 組 合	ヒルシュ・ ドゥンカー 労 働 組 合	キリスト教 労働組合
1890	227, 733	62,643	
1891	227, 659	65, 588	
1892	237, 049	45,254	_
1893	223, 530	61,154	
1894	246, 494	67,078	_
1895	259, 175	66,759	5,500
1896	329, 230	71,767	8,055
1897	412, 359	79, 553	21,000
1898	493,742	82,755	34, 270
1899	580, 473	86,777	56, 391
1900	680, 427	91,661	76,744
1901	677,510	95,057	84, 497
1902	733, 206	102,561	84,667
1903	887,698	110, 215	91,440
1904	1,052,108	111,889	118, 917
1905	1,344,803	116, 143	191,690
1906	1,689,709	118,508	260,040
1907	1,865,506	108,889	284, 649
1908	1,831,731	105,633	260,767
1909	1,832,667	108,028	280,061
1910	2,017,298	122,571	316, 115
1911	2, 320, 986	107,743	350, 574
1912	2,530,390	109, 225	350, 930
1913	2, 548, 763	106,618	341,735
1914	2,521,303	77,749	218, 197

(Günther Griep, Die Entwicklung der deutschen Gewerkschaftsbewegung in der Zeit vom Fall des Sozialistengesetzes bis zum Ausbruch des ersten Weltkrieges, Berlin 1960, S. 47.)

10 著名な労働問題の研究家ブレンターノも、反対運動の先頭に立った。 willigen, Berlin 1899. 中村貞二『マックス・ヴェーバー研究』未来社 一九七二年 二六七ページ以下参照: Lujo Brentano, Der Schutz der Arbeits-

② 内務省長官ポザドフスキの立場

換期の困難な状況のもとでは、「根無し草化」と「革命化」の危険から国家をまもることが緊急課題であった。一 な過程であると見ていたのである。従って、彼にとってはビスマルクの創作になる現存の君主制国家を維持する 家の唯一の宝であるが、工業都市への労働者大衆の集中は「根無し草化」と「革命化」という国家にとって危険 う。」ポザドフスキは、(1) ことが必要事であり、 ある。今日のように進むなら、君主制は共和制になるか、あるいは、イギリスのように蔭の君主制に なる だ つまり大都市の工業地区の住民が強化されるのに対し、農民だけが君主制に対して固有な態度を形成するからで ます工業国家になることに不満を持っていた。なぜなら、これによって王室を支持することのない住民の一部、 が書き残した『覚え書』の中から、このテーマに関するポザドフスキの立場を取り出してみよう(一八九六年一月 ザーやミーケルら保守主義者からの反社会民主党の旗手としての期待があった。当時の帝国宰相 一〇日の日記)。「私たちは政治情勢について話し合った。ポザドフスキは自分の見解を述べた。彼はドイツがます あろうか。この分野こそ、 新任の帝国内務省長官ポザドフスキは、以上のような労働立法の反動化の方向をどのように受け止めていたで とりわけ経済の構造変化、 その出身からして根からの農業保守主義者であり、その立場から農民は現存の君主制国 内務省の固有の管轄領域のテーマであり、また彼の内務省長官就任の背景には、カイ 社会民主党の勢力増大、ブルジョア諸政党の分裂という世紀転 ホーエンロ 1

は、ブルジョア諸政党の分裂状態を克服し、政府のもとへそれらを「結集」させることにある、とポザドフスキ この観点から、国家が社会民主党に対する闘争を展開するために現時点で最も緊急になされねばなら ない 課題 鋭い反論を加えることによって、現存の国家・経済の状態を維持することが政府の意思であることを強調した。 兼帝国宰相代理として最初の演説を行ったが、その中で彼はマルクス主義的理想と対決し、社会民主党の主張に 八九七年末から一八九八年はじめにかけて開催された帝国議会本会議において、ポザドフスキは帝国内務省長官

諸政党は、社会民主党に対する共同の闘争のなかで……**社会民主党の目標が現存のブルジョア社会秩** は考えたのであった。ミーケルの「結集政策」演説の延長線上から、ポザドフスキはかなり明瞭に「ブルジョア ための前提と考えられたが、しかしポザドフスキの場合、反社会民主党の態度がそのまま直ちに、 シュな利益追求を抑えて、政府と協力して経済改革の仕事を押し進めることが、反社会民主党の闘争を展開する われわれは、そのようなことが起こらないよう望んでいる」と述べた。ブルジョア諸政党が自己のエゴイスティ て、歴史的な君主制国家に代って、堪え難い労働者独裁を樹立することにあることを意識すること……そして、 議会主義的生 序に代っ

59

使の関係に権力主義的に介入することによって社会主義運動・労働運動を粉砕するのではなくて、ブルジョア諸 えを示した。彼は、 「ブルジョア政党は協力しあって、社会民主党の権力と闘う勇気を持たねばならない」と訴えたの で あ クー・デタではなく、 社会民主党に対する防波堤の役割を果すことが出来るように努めるべきであるという考 帝国議会との協力関係を尊重する立憲主義の立場を擁護する と 同 時 っ

活から社会民主党を排除する闘争に短絡されることを望まなかった。社会民主党の進出に危機感を強めていたカ

イザーをはじめとする保守主義者らの性急な抑圧的対応とは反対に、ポザドフスキは、

国家が自ら乗り出して労

たる

スキ伯爵が本日いたく落胆し、 ウスキ か このよりに帝国議会との協調を重視していたポザドフスキが、先にふれたカイザーの「懲役」演説を知った時、 にショックをうけ、 (Kurt v. Wilmowsky, 1852-1914) の宰相ホーエンローエ宛の報告から窺い知ることが出来る。「ポザドフ 意気消沈したかという様子は、一八九八年九月一二日付けの、帝国宰相府長官ヴィルモ 興奮した状態にあることに気が付きました。カイザーのエーンハウゼン演説が彼

る。さらにポザドフスキは、(6) はその要求とインタレ の庇護のもとにおかれることを認めることが出来ない。ポザドフスキにとって「結集政策」とは、 らないと考えた。 味で彼は、帝国議会諸政党の反応や新聞論調など議会や世論の動きに対しいつも非常に敏感であった、 ポザドフスキにとって、社会主義に対する闘争を議会との協力で展開することこそが重要なのであって、その意 うでしょう。」たしかにポザドフスキは、社会民主党に対する危機感をカイザーと共有していたけれど、カイザー(5) 直ぐに、彼はどのような方法で労働意欲のある人々の保護のための方策が講ぜられるべきかについてご裁決を乞 の無神経な、 の全計画を台無しにしました。彼は事情によっては辞職も考えていると申していました。殿下がご帰還されたら 資本家階級 クー・デタさえも辞さない強圧的なやり方にはどうしてもついていけないものがあったのである。 国家が形式上、 労働者階級のそれぞれの階級利益から国家の独立性を保持し、その指導のもとで個々の階級 ストのバランスを作り出すことによって、再び経済生活の中に平静と秩序を回復するため 団結の強制に関する処罰規定を立法化する以上、それは雇主側にも適用されねばな 法のもとでの万人の平等という原則を維持する以上、 雇主だけが一方的に国 ユンカ と言われ 地主

の政策でなければならなかったのである。

60

- 1 Fürst Chlodwig zu Hohenlohe-Schillingsfürst, Denkwürdigkeiten der Reichskanzlerzeit, hrsg. von Karl Alexander von Müller, Stuttgart u. Berlin 1931, S. 156, zitiert bei: M. Schmidt, op. cit., S. 76. Anm. 169.
- 2 Sten. Ber., 9. Leg. Per., 4. Sess. 1897/98, 8. Sitz. am 11. 12. 1897, in: Penzler I, S. 546-7. Sten. Ber., 9. Sess. 1897/98, 21. Sitz. am 20. 1. 1898, in: Penzler I, S. 575 ff. Leg. Per., 5. Sess. 1897/98, 9. Sitz. am 13. 12. 1897. in: Penzler I, S. 548ff. Sten. Ber., 9. Leg. Per., 5.
- 3 Sten. Ber., 9. Leg. Per., 5. Sess. 1897/98, 51. Sitz. am 27. 4. 1898, in: Penzler I, S. 672

Sten. Ber., 9. Leg. Per., 5. Sess. 1897/98, 21. Sitz. am 20. 1. 1898, in: Penzler I, S. 580

4

- 5 F.C. zu Hohenlohe-Schillingsfürst, op. cit., S. 459, zitiert bei: K.E. Born, op. cit., S. 148. (前掲訳書、二
- 6 ボルンは、ポザドフスキの次官ヴェルムートによって描かれたポザドフスキの仕事ぶりを引合いに出して、「世論と 議会の態度とに対する感受性およびひょっとすると神経過敏症」がカイザーの爆弾演説に対するポザドフスキの落 K.E. Born, op. cit., S.148. (前掲訳書、二一六ページ) ランスに細心の注意をはらう官僚政治家的発想法にこそ、 ポザドフスキの 特徴が認められるべきであろう。 Vgl ドフスキの神経質的体質を強調しているが、これは正しくないと思う。むしろ政府の高みから、議会の各党派のバ 胆の原因をなしており、さらには「ポザドフスキの後期の社会政策上の変化を招いた一動因」であるとして、ポザ 一五ページ) A. Wermut, op. cit., S. 217 f.

— 61

- ④ 「懲役法案」の基本理念とポザドフスキの法治主義
- いわゆる「懲役法案」(Gesetzentwurf zum Schutz des gewerblichen Arbeitsverhältnisses vom 6. April 1899) は、 ポザドフスキと結集政策

んだが、結局廃案となったため、再び「例外刑法」の考え方が「懲役法案」において一層の刑罰強化をともなっ 案(Änderungsordnung des Reichesjustizamtes zu §153 der Gewerbeordnung)が議会に提出され、多くの議論を呼 うとする「例外刑法」(Ausnahmestrafrecht)であった。ベルレープシュの時代に、帝国営業条例第一五三条修正 令撤廃に対抗して、第一五二条二項の団結に対する「個別的自由」保護をふまえて、「集団的自由」を制約しよ 則である。「懲役法案」がその継承・拡大を狙いとしている営業条例第一五三条は、第一五二条一項の団結禁止 た。全部で一○条から成るこの法案は、次の三つの基本原則から成り立っていた。第一は、「個別的自由」の原 まず連邦参議院の審議にかけられ、ついで一八九九年五月二六日に、ポザドフスキによって帝国議会に提出され

れを承認しなければならない。しかし同時に、ひとはこの権利の行使に対して、法治国家の枠が設定されること 売ろりとすることは、近代営利活動に属する不可避な経済現象であるから、労働者の団結権の保持についてはこ 団結によって吊り上げようとするように、労働者も団結によって彼らの商品、つまり労働力をできるだけ有利に ドフスキは、法案提出後の帝国議会において次のような趣旨の発言を行った。シンジケートがその商品の価格を 守るために十分な手段で悪を抑制すること」である、と述べられている。法案作成責任者である内務省長官ポザ 約の自由とテロリズムに対する契約当事者の自己決定権をこれまでよりも有効に保護し、法秩序と万民の平和を としたところに特徴があった。連邦参議院に提出された理由書には、当法律が「義務とする」ところは「労働契 て登場したのであった。従ってこの法案は、団結禁止とかストライキ禁止についてなんら明示して い な い が、 「個別的自由」の保護を建前に「違法的強制」を規定することによって、実質的に「集団的自由」を制約しよう

62

を知らねばならない。「ひとは、秩序ある国では、それによって他人の権利を侵害しない限りでのみ、

自分の権

利を行使できる」と。ポザドフスキは、 法治国家概念のもとで、「集団的自由」に対する「個別的自由」の優位

的に労使の法的平等を確保しようというもので、同じく法治国家概念の形式主義から出ている。しかしこの法案 の観点から「スト破り」「就労希望者」の保護を要求したのであった。 第二は、「雇主と労働者の平等」の原則である。この原則は、罰則を労使双方に適用することによって、 形式

的には労働者の団体行動の規制に主たる効力を発揮することが期待されていた。例えば、「スト破り」に対して 施設の計画的な監視」(第4条)などの違法的規制は、形式的には雇主にも適用されることになっていたが、実質 で規定されている「身体に対する強制、脅迫、名誉毀損または同盟絶交」(第1条)、「作業設備、 くは衣類の毀損または差押え」、「雇主、 労働者、作業場、道路、街路、広場、停車場、水路、港湾その他の交通 労働生産物もし

に対し、雇主の「権利濫用」に関する法的処置の必要についてはまったく考えられていなかった。 対し、雇主側については、ストライキのさいに反企業的労働者の氏名を通告する雇主団体作成の「ブラック・リ ストライキ参加者が「チェッ」という舌打ちをしても「侮辱罪」「名誉毀損」として犯罪行為に見なされるのに スト」はボイコットの概念には含まれないし、また労働者の越権行為や違反に関する資料の提供が要求されるの

63

第三は、公共福祉優先の原則である。この原則は、第八条の「同盟罷業または工場閉鎖が……帝国または支邦

もしくは公共の危険を招く恐れのあるとき」という文言に表現されているように、「公共

含まれていなかった「公共福祉」の概念を援用して法律の妥当範囲の拡張をはかったことは、いかにもポザドフ 原則の特徴がある。第一、第二の原則とは異なって、営業条例第一五三条にも、またベルレープシュの修正案にも の福祉」を雇主と労働者のそれぞれのインタレストよりも優先させ、国家利益の自律性を主張したところにこの

の安全を危殆に陥れ、

労働者の団体行動に対する警察権力の弾圧を動員して労働者の争議権を実質的に剝奪し、大規模な争議を不可能 にする方向に作用したのであった。 スキの考え方がうかがわれて、法治国家の概念とともに「懲役法案」を特徴づける基本的理念として注目に値す しかしこの場合も、公共福祉の概念の導入は、労働者の基本的権利としての争議権をそのもとに従属させ、

その反面で、法治国家の秩序の破壊者と見なされた社会民主党に対して露骨に敵対的態度を示した。一八九九年 七月一九日の帝国議会において、ポザドフスキは「懲役法案」に反対する社会民主党に対し真っ向から対決する

ところでポザドフスキの法治国家概念は、「法のもとでの雇主と労働者の平等」を要求するものであったが、

にある。すなわち社会民主党は、現国家のなかに国家を打ち立てることによって、労働者のインタレストをテロ らないから、個々の労働者は社会民主党の指導あるいはアジテーターの指令に服さねばならない、と主張する点 権を国家が認めるならば、国家はその権力の剣を放棄したと言われても仕方がない。強権を行使することが出来 姿勢を示した。すなわち、結社やストライキに労働者を強制的に参加させよりとする社会民主党や労働組合の強 るのは国家だけであって、社会民主党の論理的欠陥は、労働者は団結によってよりよい条件を獲得しなければな

64

ば、手工業者のギルド、石油トラスト、 ポザドフスキの立場からすると、これらの団体が現国家を認め、その秩序を維持しようとしていた の に 対 し、 ろだが ----「既にずっと以前に、国家のなかに国家権力とならんで自己の強制力を行使した「国家」」----例え 「国家のなかの国家」である社会民主党の方は、労働運動を足場に現国家の存在を否定しようとしていると見な カルテル等――「が存在したことを看過していた」と言えるが、しかし

手段によって実現するために強権を発動しようとしている、と。確かにこの議論は、

――ボルンが指摘したとこ

された。従って、労働者に「個別的自由」ばかりでなく、これを越える「集団的自由」 = 平等な団結権を認める

の「懲役法案」提案の論拠であった。 ことは、そのまま、現国家と闘っている社会民主党の勢力増大に貢献することになる。 帝国議会における「懲役法案」の審議過程を通じて、保守党と国民自由党の一部は、反社会民主党キャンペー(?) ---これがポザドフスキ

不満を表明した。これに対し、「懲役法案」の直接の攻撃対象となった社会民主党が、ベーベル(August Bebel, ンは国家に対する忠誠の証しであるという見方から、ポザドフスキが彼らの活動を十分に評価していないという

党は、党首バッサマン(Ernst Bassermann, 1854-1917)を反対演説に送り出した。また中央党では、党首リーバー 守党は議会討論に無名の代議士アーレント(Arendt)博士を立てることによって消極的態度を示した。国民自由 した。かくしてその第一読会では、反対派の声が強く、政府側の敗北に終った。しかしこの法案を通すためには、 結社間の結束の自由、労働者の団結の自由をすべての労働者と農業労働者に拡充すること等)を満たすことが先決だと主張 (Ernst M. Lieber, 1838-1902) が、政府は同法案の審議に入る前に中央党の社会政策的諸要求(労働組合の法人化、 1840-1913)を先頭に激しい反対運動を展開したことは言うまでもない。この両極端の対応とは異なって、自由保

65

て、妥協を取り付けようとした。また中央党に対しても、政府側に抱き込むための説得が必要であった。ポザド ポザドフスキは、国民自由党に対しかねてからの同党の要求であった政治結社の合同禁止規定の廃止要求をいれ フスキは、現在提案されている「懲役法案」と中央党の社会政策的要求とは決して対立するものではないことを

政府は第二読会までの間に反対派の切り崩しをはかる必要があった。そこで帝国宰相ホーエンローエと内務長官

示そうと努めた。しかし国民自由党の要求については、この時期に弾圧立法に情熱を傾けていたカイザーを説得 ポザドフスキと結集政策

を行うための最上の手段であることを忘れてはならない」と述べて、政府の弾圧政策に対し拒絶的態度を明らか(含) なかった。中央党のリーバーは、 にしたのであった。 してこれを認めさせることはほとんど困難であったし、中央党に対するポザドフスキの努力もあまり説得的では 帝国議会の中間政党に対する政府の説得は失敗に終わり、一八九九年一一月二〇日の第二読 『ゲルマニア』紙上で「ポザドフスキ氏は、社会改良が社会転覆に対する闘

は 撤退したのであった。 帝国議会と連邦政府との関係に悪影響を与えるにちがいない」 という恨みとも 非難ともつかぬ言葉を 残 し なんとか救済しようと試みたが、結局旨くいかず「諸君、これは議会史上悪しき先例である。この悪い先例

しかしながらこうした結末は、ポザドフスキの「結集政策」に根本的な反省を迫るものがあった。なんとなれ

66

法治国家に敵対的な社会民主党に対する闘争のため、ブルジョア諸政党の「結集」を期待し

会においてついに世間を騒がせた「懲役法案」は全項否決された。ポザドフスキは、同法案を委員会審議にまわ

国議会の賛成を得て通過させようとして失敗したのであった。「結集政策」の理想もその方法を誤れば、 も辞さぬ覚悟があったが、今やポザドフスキは、法治国家の精神に従って懲役法案を合憲的な方法で、 この期待は見事に裏切られたからである。かつてビスマルクは、社会民主党を抑圧するのにクー・デタを つまり帝

ばポザドフスキは、

社会政策について中央党をブルジョア諸政策の結集フロントに引き入れるのに成功した場合のみだろう、という どころか「分裂」をもたらすことが判明した。それは、帝国議会との緊密な協力なしには、とりわけ中央党との なにごとも旨く行かないということであった。ポザドフスキは、「結集政策」が成功するのは、

認識を持つに至った。ここから社会政策へのポザドフスキの新たな展開が始まる。

- 1 載されている。なお、中村貞二、前掲書、二五六-二五八ページにはその全文が訳出されている。 「懲役法案」の原文は、P. Rassow und K.E. Born (Hrsg.), op. cit., S.114-5. 及び Penzler II, S.187-8に掲
- 2 Die Begründung (Auszug) des Gesetzentwurfes zum Schutz des gewerblichen Arbeitsverhältnisses vom 6 April 1899, in: P. Rassow und K.E. Born (Hrsg.), op. cit., S. 116.
- 3 Sten. Ber., 10. Leg. Per., I. Session 1898/99, 98. Sitz. am 21. 6. 1899, in: Penzler II, S. 189 u. 206-7.
- 4 Vgl. K. E. Born, op. cit., S. 151. (前掲訳書、二一九一二〇ページ)
- 5 6 Sten. Ber., 10. Leg. Per., I. Session 1898/99, 98. Sitz. am 21. 6. 1899, in: Penzler II, S.187, 198 u. 203 ff. K.E. Born, op. cit., S. 155. (前掲訳書、二二五ページ)
- 7 8 M. Schmidt, op. cit., S. 81 「懲役法案」に対する諸政党の対応については、vgl. K.E. Born, op. cit., S. 160. (前掲訳書'二三二―三ページ)
- 9 Sten. Ber., 9. Leg. Per., 5. Sess. 1897/98, 12. Sitz. am 16. 12. 1897, in: Penzler I, S. 565

67

- 10 "Germania" vom 14. 12. 1897, zitiert bei: M. Schmidt, op. cit., S. 82
- 11 Sten. Ber., 10. Leg. Per., 1. Sess. 1898/1900, 105 Sitz. am 20. 11. 1899, in: Penzler IV, S. 511.

四 艦隊政策への対応――結びにかえて――

た。本稿ではそのうち艦隊政策について触れるところがなかったので、最後にこれに対するポザドフスキの対応 た「結集政策」は、保護関税政策・反動的労働政策(懲役法案)・艦隊政策の三つの柱から成る政策体 系 で あっ

保守派政党とブルジョア諸政党との連帯ブロックの再編成を目指して、前世紀末にミーケルによって提唱され

を述べて、結びにかえたい。

張政策である。帝国海軍と結びついて建艦受注へのインタレストをもつ石炭・鉄鋼独占資本グループの主導のも リスとドイツとの帝国主義的闘いを背景に、ティルピッツの帝国海軍長官就任とともに開始された大幅な軍備拡 艦隊政策とは、一八九〇年代の後半に急速に高まってきた国際緊張、とりわけアフリカの植民地をめぐるイギ

業家のグループ、ナショナリズムの高揚の格好なチャンスを見いだす文化人グループなどが「結集」して、第一

とに、植民地経営と海外貿易の保護を要請する輸出入関連産業、穀物保護関税率の引き上げを弾力に期待する農

プロレタリアートの突撃に対しその支配を相互に保証し合おうとするものである」と。(2) より建艦の資金を調達し、また、この悪魔のように巧妙に作られた手段によって農業家と工業家とを結び付け、 は、この艦隊政策と通商条約改正と懲役法案の関係について次のように総括している。「穀物関税の引き上げに 次艦隊法(一八九八年三月二八日帝国議会可決)と第二次艦隊法(一九〇〇年六月一二日可決)を成立させた。 ケー ア

く離れた問題、とりわけ海軍の軍事的問題に関しては口を挟むことを控えていたように見える。われわれは、一 して自分の権限にかかわる事項に精通し、内務省の利益を代表するように努めていたが、その反面、これとは遠

ところでポザドフスキは、艦隊政策に対してはどのような態度をとっただろうか。もともと彼は、

官僚の長と

68

が、それを読む限り、その発言内容は商品輸出の際の海上輸送の保護と植民地拡大の要請から艦隊政策に賛成の 八九九年一二月一四日の帝国議会の予算審議の際に、 彼が建艦問題に言及している記録を見い出すことが出来る

意見を述べているものの、それほど積極的な支持をしているようには見受けられない。むしろポザドフスキは、 「帝国創設者(ビスマルク)の政治的方法からの乖離の中に、 現存の国家状態の解体に導くところの 一歩を 見い

農業家寄りの立場からの、石炭=鉄鋼独占資本の主導する建艦政策への反感。第二に、外交政策上の計算しぬか 者で醒めた官僚政治家であったポザドフスキにはいかにも馴染めないものであったことは十分に考えられる。 れた政策というよりも、 われる。 否的な態度をとったであろう」というシュミットの推定の方が、ポザドフスキの本心を言い当てているように思 出し」ていたから、 そはが及ぼす内政上の影響にある。 艦隊政策に対するポザドフスキの消極的対応を確認する状況証拠を挙げれば、 「悲観的な政治心情」から「世紀の転換期に現れたドイツ艦隊政策の問題に対し本質的に拒 イギリス人の反独感情を刺激した冒険的な感情的な威信政策であり、ビスマル 帝国内の様々な利害集団のインタレストが複雑に絡み合った今回 第一に、ポザドフスキ クの信 第

は 法案成立後、 プロイセン内閣の増員は客観的理由がある場合にのみ行わるべきであって、個人的理由で行わるべきでないと 対して、 艦計画を強行すれば、 プロイセンにとって海軍はまったく役に立たないという理由から反対した。 社会民主党の勢力を押え込むどころか、かえって内政的均衡を危険にさらす可能性があった。事実、 ポザドフスキとそして ミーケルも、 カイザーは海軍長官のティルピッツをその功績によりプロイセン国務大臣に任命しようとしたのに ミーケルやポザドフスキの考えた「結集政策」とは裏腹に、ブルジョア諸政党を分裂に追 プロイセン閣議の席上でこれに反対の意向に表明した。 ポザドフス キの反対 理 ミーケル 艦隊 は

69

議会が解散した場合、 の危険を回避する方向での努力に傾注し始めたことが理解出来るのである。 新しい選挙では社会民主党と中央党が勝利する反面、 保守党と国民自由党の分 裂が 当時、建艦問題が引金になって帝 進 行

画に真正面から反対することは出来なかったであろうから、

しかしポザドフスキは、

内務長官としての立場上カイザーとティルピッツの推進する艦隊計

こうした内的緊張から、

彼がこの頃から内政的分裂

いうものであった。

六月には新通商条約も成立をみた。従ってポザドフスキの議会工作=中央党工作は、この時点で一応は成功した が進行し、一八九八年六月と一九○○年五月に第一次と第二次の艦隊法案が議会を通過し、その後の一九○二年 対派にまわらないように働きかけた。建艦問題は帝国議会では中央党がキャスティング・ボードを握る形で議論(6) 弱い調子に変えるよう努めるかたわら、イエズス法第二条の廃止による教会政策の譲歩とひきかえに中央党が反 れたのであった。彼は中央党の立場を考慮して、植民地政策の前進を展望したカイザーの演説草稿をできるだけ めた。ポザドフスキの見方では、中央党の協力がなければ到底議会多数派をつくることなどおぼつかないと思わ た農業保守派の露骨な利害政策への反感、懲役法案の際のカイザーの不用意な発言に対する落胆に現れていたよ つけることが出来なかったのである。ティルピッツの艦隊政策そのものへの疑問、新通商条約改正運動にみられ かに見える。しかし実際には、内政危機は少しも解消された訳ではなく、現にかの懲役法案は議会の賛成をとり 「結集政策」の目標はますます遠ざかるのではないかという危惧から、 ポザドフスキは中央党との接触に努

Vgl. Gustav Schmoller, Max Sering u. Adolph Wagner, Handels- und Machtpolitik, Stuttgart 1900. が設立された。この協会の目的は、大衆に軍艦増強の必要性を訴え、大衆の中に強力な支持者をつくり出そうとい 一八九八年四月には、海軍長官ティルピッツの音頭でベルリンに「ドイツ建艦協会」(Deutscher Flottenverein)

うものであった。

たと考えられるのである。

諸政党との妥協の道を模索し始めていた。これがポザドフスキをして社会政策官僚へと転身せしめる引き金なっ

うに**、**自らもその一員であったカイザー・政府の支配グループに苛立ちを感じながらも、

それを取り繕うため

70

- (a) E. Kehr, op. cit., S. 147
- (α) M. Schmidt, op. cit., S. 84.
- (4) Hans Goldschmidt, Das Reich und Preußen im Kampf um Führung, Berlin 1931, S. 105-6 u. Protokoll d. Sitz des Staatsministerium vom 22. 3. 1898, in: ibid., S. 327-332.
- 5 M. Schmidt, op. cit., S. 86

6 社会民主党のシェーンランク (Bruno Schönlank, 1859-1901) 議員は、艦隊政策問題が取り上げられた帝国議会の 本会議に先だってなされたカイザーの開会の辞の中で、社会政策についてなんらふれられなかったことを指摘して、

のように述べた。「私は、別の機会にこの問題に戻りたいと思います。しかしここでは、あらぬ誤解を生まないた めに、私は今日、次のように表明しておきたい。それは、政府は社会政策を、二人の皇帝によって確定された(社 これは社会政策の休止の前ぶれではないかと政府の見解をただしたのに対し、ポザドフスキがその答弁に立ち、次

-引用者)プログラムを停止させようなどとは全く考えていないということであります。」(Sten. Ber., 71

Posadowsky als Sozialpolitiker. Ein Beitrag zur Geschichte der Sozialpolitik des Deutschen Reiches, Köln 9. Leg. Per., 5. Sess. 1897/98, 4. Sitz. am 6. 12. 1897, in: Penzler I, S. 537.) Vgl. Leopold von Wiese,

1909, S. 61-2

付記 本論稿は、 昭和六十三年度・成城大学教員特別研究助成による研究成果の一部である。